

公民最新資料

特集第 5 号

INDEX

- 実践報告①** 初めて刑事裁判のしくみに触れる
教師のための模擬裁判入門 2
湘南白百合学園中学・高等学校教諭 熊本 秀子
- 実践報告②** 新科目「公共」を見据えた授業実践
～「現代社会」及び他教科との連携～ 8
神奈川県立上溝高等学校教諭 渡邊 大介
- 実践報告③** 高校「倫理」の教材としての
「ユートピア／ディストピア」 13
成蹊中学・高等学校教諭 塩川 千夏

▶オクスフォード大学（イギリス）
オクスフォードはイギリス最古の大学で、『ユートピア』の著者トマス＝モアも一時在学していた。写真の建物は、約 350 万冊の蔵書を有し、大英図書館に次いで国内 2 番目の規模を誇るボドリアン図書館の一部。



初めて刑事裁判のしくみに触れる 教師のための模擬裁判入門

湘南白百合学園中学・高等学校教諭 熊本秀子

1. 本稿のねらい

高等学校の新学習指導要領が2018年3月に告示され、公民科に新科目「公共」が設置されることになった。同年7月に示された解説の「2 内容とその取扱い B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」(p.59)には、次のような記述がある。

司法参加の意義…に関わる具体的な主題については、何のために刑罰が科されるのか、なぜ^{あらかじめ}定め犯罪と刑罰を法律で定めておく必要があるのか(中略)といった、具体的な問いを設け主題を追究したり解決したりするための題材となるものである。

その際、例えば、模擬裁判など、司法の手続きを模擬的に体験することにより、裁判や法律家が果たす役割、適正な手続き、証拠や論拠に基づき公平・公正に判断することについて多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることが考えられる。また、国民が、主権者として、司法に関心をもち、積極的に参画する責任について自覚をもつことができるようにすることが大切である。(※下線は筆者が加筆)

現行の学習指導要領にも、「現代社会」では「裁判員制度についても扱うこと」、「政治・経済」では「裁判員制度を扱うこと」という記述がそれぞれの「内容の取扱い」の部分にあり、教育現場の先生によっては、制度の説明だけでなく、すでに模擬裁判を授業に取り入れておられると思う。さらに今回、この内容について模擬裁判という具体的な学習方法が提示された。今回の学習指導要領改訂の目玉である、「主体的・対話的で深い学び」(いわゆるアクティブ・ラーニング)という手法を年間の指導計画のどこに入れ込もうかと思案されておられる先生が多い中で、公民科で模擬裁判をやってみようか、とお考えになる先生方も出てくると思われる。

しかし、裁判のしくみは専門的なところが多く難しい。

一方、教員免許は「地理歴史科」と「公民科」に分かれたものの、この両教科の免許を持った教員は、年度によって、あるいは勤務校によって、大学時代に自分が専攻していない分野の科目も教えねばならないというのが多くの高校の現状であろう。特に「専門外」の分野を初めて担当する年度はかなり教材研究が大変である。「知識」を伝授するだけの授業のための教材研究もさることながら、「思考力・判断力・表現力」まで^{かんよう}涵養するような授業計画の立案は頭の痛いものである。

筆者は、2007年から、今年で12回目を迎えた日本弁護士連合会(日弁連)主催の高校生模擬裁判選手権¹⁾に、勤務校の有志の生徒を^つ募って、第1回から参加し、関東大会において9度の優勝を果たしてきた。本稿執筆の依頼は、その実績によるものと思われるが、実は筆者は、日本史を専攻した教員で、勤務校では主として中学校社会科歴史的分野と高等学校地理歴史科「日本史B」を担当してきた、いわば「公民教育」の素人である。

それが12年間、この高校生模擬裁判選手権に参加したことで、刑事裁判について多少の知識を得ることができた。大会参加校には、その準備段階から弁護士や検事の先生方が担当として派遣され、支援にあたってくれる。筆者も同席して「門前の小僧」として学び、参加を重ねるうちに、模擬裁判は、まさに「思考力・判断力・表現力」を鍛える格好の素材であるという確信を得てきた。

本稿は、筆者のような法学部出身ではない、本当に初めて刑事裁判のしくみに触れる先生方のための入門の手引きのつもりである。公民科のベテラン教師の方々には当たり前のことばかりと思うような、模擬裁判を実施する上での基礎知識、こんなふうによったらできるかもしれないというアイデア、こんな機関に相談すればサポートしてくれるという情報をご提供したい、という趣旨である。

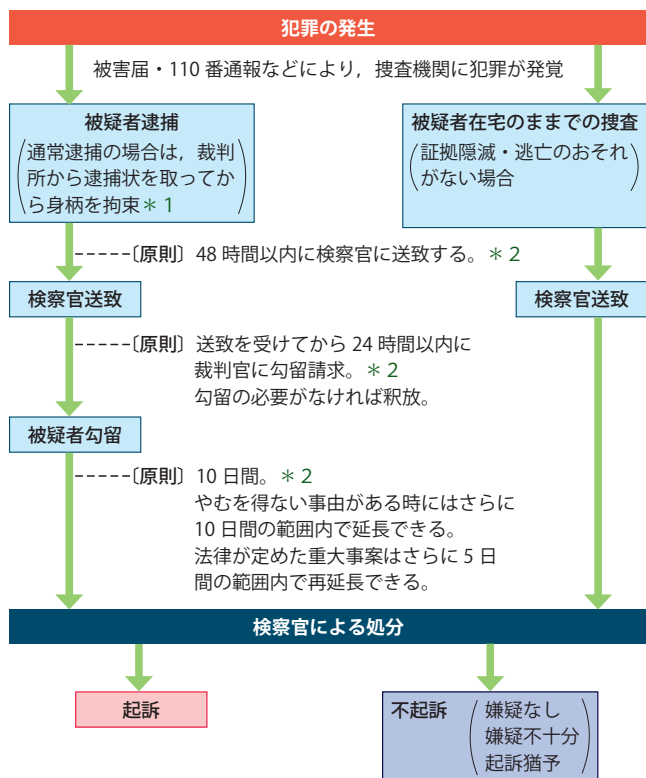
2. 刑事裁判のしくみを知る

もちろん、裁判には民事裁判もあり、そちらの模擬裁判・模擬調停などの実践例もあるが、ドラマやアニメで、検察官や弁護士が活躍する刑事裁判に接している生徒も多く、興味を持ちやすいと思われる。生徒にも、ドラマで見ると本物の裁判は違うなという点をピックアップさせたりすると、親近感を持って取り組んでくれそうだ。

授業で取り扱う模擬裁判では、多くの場合、刑事裁判のすべての場面を行うことは時間的に難しいと思われるので、模擬裁判で身に付けさせたい知識や能力によって一定の場面を切り取って行うことになる。

その場合でも、最初に、刑事裁判の考え方や公判の流れといった知識を、教師は一通り知っておくことが必要であろう。

筆者がこの12年で得た知見を、^{つたな}拙いながらまとめてみた。



▲図 1 犯罪の発生から公判 (刑事裁判) までの流れ²⁾

考えさせるポイント

- * 1 なぜ逮捕するのに裁判所から逮捕状をとるのか。
 - * 2 なぜ警察や検察で取り調べるのに期間が決まっているのか。
- ➡自由権の中の身体・自由の大切さ、過去の歴史における国家権力の行き過ぎの反省などにも言及できる。

1 刑事裁判における基本的な考え方

罪や刑罰の内容を定めている実体法である刑法と、それが定める権利義務の実現のための手続きを定めた手続法である刑事訴訟法に流れている基本的な考え方を紹介する。

教科書に載っているもの・それよりやや詳しいものと合わせて次のような点が要点かと考える。

刑事裁判とは

刑事裁判は、裁判にかけられた被告人の行為について、それが法律に触れる行為で、有罪となるかどうか、また有罪だとしたら、どのくらいの刑が適当かを国家が決めるもの。昔の仇討ちのように、被害者が個人的に仕返しをしたりすることを現在は認めていない (必要以上に暴力を加えたり冤罪だったという可能性があるため)。訴追できるのは司法試験に合格し専門の教育を受けた国家公務員である検察官だけ、有罪かどうかを決めたり量刑を決めたりするのは国家の機関である裁判所だけである。

罪刑法定主義

人を犯罪者として処罰するためには、議会 (民主主義の機関) で制定された法律 (刑法が代表的なもの。その他、裁判傍聴へ行くとよく耳にするのは麻薬取締法・覚せい剤取締法・道路交通法など) によって、あらかじめ

どんなことをしたら罪となり、どのような刑罰を受けるかを明確にしておかなければならないという原則。法律は公開されているので、誰でも、どんなことをしたらどんな罪に問われるのかを知ることができる。これにより、国民は、「こういうことをしたらいけない」ということ (例えば、人のお金を盗ったらいけない・飲酒運転をしてはいけない、ということ) がわかり、国家の秩序を維持する機能がある。また一方で、「こういうことをしなければ罪に問われることはない」ともわかり、これにより国民の行動の自由を保障することになる (行動の予測可能性を担保することができる)。

また、刑罰権の恣意的な行使を防ぐことにもなる。これは人権保障の考え方で、筆者はここで、過去の歴史では王や皇帝など支配者が独裁的にその場その場で決めた時代があったことへの反省から、罪刑法定主義が生まれたことに言及している。

法定の手続きの保障

「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」 (日本国憲法第 31 条)

推定無罪の原則

犯罪を行ったと疑われて捜査対象となった被疑者 (起訴される前はこう呼ばれる) や刑事裁判の被告人は、刑事裁判で有罪が確定しなければ、罪を犯していない人として扱われなければならない。

検察官の役割

捜査をして、被疑者が犯罪を起こしたということが確かだろうと判断したら、起訴 (裁判所に訴訟を提起) する。起訴しないのが不起訴。その内訳は「嫌疑なし」 (犯罪の事実なかった) ・「嫌疑不十分」 (有罪とするには証拠が足りない) ・「起訴猶予」 (犯罪の事実があったであろうことは明白だが、被疑者の年齢・犯罪の軽重・情状その他の理由で起訴するのはやめる) など。

弁護人の役割

裁判では、裁判官も検察官も法律のプロ。その中にあって、一般的には被告人は法的知識がきわめて少なく弱い立場にある。そこで法律の専門家である弁護人が付き、被告人の言い分を裁判官に伝える。無実の人が罪を受けてしまう冤罪を防ぐため、裁判で正当な判決が下されるのを助ける。弁護人を雇う費用がなければ国選弁護人が付き、国が費用を払ってくれる。最近では、起訴される前の、捜査機関に逮捕され被疑者として勾留された段階でも弁護人を付けることができる (被疑者国選弁護人)。

検察官は法廷で被告人が有罪であるという証拠を次々と積み上げていくのに対し、弁護人は、その証拠の信用性が疑わしい時などは反論する。また量刑が適当なものになるよう尽力する。さらに被告人が罪を認めていて情状酌量の余地がある場合は、そのことも証人を立てたりして証明する (例えば、「もう万引きはしない。よからぬ友人と交わらないように真面目に働くから、執行猶予

を付けてほしい」と考えた場合は、しっかり監督するという親や継続して雇用するという雇い主などを情状証人に立てたりする)。

起訴状一本主義

検察官が公訴を提起する際、裁判所に起訴状だけを提出し、裁判官に事件についての予断をいだかせるような書類・証拠物などを提出してはならないという原則。被告人は有罪だ、と思っている検察官の言い分(証拠)を先に裁判所に出してしまうことは、裁判所に検察と同じ認識を、しかも弁護人のチェックなしで通してしまうことになるからである(そのため、もし裁判員に選ばれたら、法廷に行く前に視聴したマスメディアの報道に惑わされないで、法廷でどのように証明されていくかだけを見て有罪か無罪かや量刑を考えねばならない、と生徒に伝える)。

「疑わしきは被告人の利益に」

法廷で被告人が有罪であるという出された証拠だけでは、犯罪があったかなかったか確信が持てない時は、被告人に有利な方向で判断するという考え方。

「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証」

検察官が法廷で積み上げた証拠により、裁判官(と裁判員)が、「この被告人は有罪だ」とほぼ確信できたら(そういう心証が形成されたら)、有罪となる。その確信の度合いが「合理的な疑いが差し挟めない程度」と表現される。つまり、常識的に照らし合わせて有罪であることに疑問が残らなければ有罪となる、ということである。

2 犯罪の構成要件

刑法などに規定されている「犯罪」には、構成要件という考え方があり、その要件が全部そろっていると、その犯罪が成立してその罪名で刑罰が検討されることになる。

例えば、刑法第199条には「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」と殺人罪が規定されている。「人」を「殺す」という「行為」があり「死亡した」という「結果」があること(つまり、「ピストルで撃ったから死亡した」という「因果関係」)、さらに「ピストルで撃つ」などの行為の際に、「殺そうと思った」という「故意(殺意)」がなければ殺人罪にはならない。これらが殺人罪の構成要件である。

裁判においてしばしば争いになるのは、この要件のどこかが欠落している場合である。例えば「人」の定義はいつからいつまでを人とするか(例:胎児は人か?)という問題もある。ピストルを撃つ直前にその人が心臓発作で亡くなっていたとすると、ピストルで弾を打ち込んでも死体損壊罪になる。「殺そうと思ったが、結果として死亡していない、けがをただけ」となると、殺人未遂罪となる。「脅かそうと思って安全装置をかけたままピストルを構えていたら暴発して死亡してしまった」となれば、「殺意」はないので殺人ではなくなり、過失致死罪になったりする。「口論の末カッとなって頭をこづいたら、相手が予想外に大き

く倒れ込んで石に頭を打って死亡してしまった」ら傷害致死罪になる可能性がある。

3 事実認定

刑事訴訟法第317条には「事実の認定は、証拠による」とあり、被告人が有罪であるという立証責任を負っている検察官は、起訴状にある犯罪の構成要件を証明する証拠を裁判官(裁判員)に示さなければならない。被告人および弁護人は、「それは違う」と考えれば、その証拠の信用性や証拠の評価について法廷で弾劾する(反対意見を言う)ことになる。

公判ではここが一番大切なところである。

証拠には、以下のようなものがあり、裁判官や裁判員に対し、物証は見せ、書証は読み上げ、人証はその場で証人に証言してもらったり被告人に供述してもらったりする。法廷で語った言葉は文字化されて記録され、証拠となる。

物的証拠 (物証)	証拠物。凶器の刃物・乱用していた薬物・窃盗の被害品など
書証	書類になっているもの。警察官が作成した事件現場の実況見分調書・鑑定人の鑑定書・警察官の取り調べ時に被疑者が話したことをまとめた供述調書・検察官の取り調べ時に被告人が話したことをまとめた供述調書など
人的証拠 (人証)	被害者・目撃者・事件の関係者などによる法廷での証言など

次に、証明が必要な事実(要証事実)を直接証明できる被告人の自白や被害者供述、目撃証言などの直接証拠があるか、ないかが大切になってくる。

例えば、殺意があったことが争点の場合、「私はAさんを殺そうと思ってピストルで撃った」という被告人の供述は、直接この事実を証明する直接証拠となる。

直接証拠がない場合は、要証事実を推認させる事実(間接事実)を考え、それを証明するため間接証拠(状況証拠)を集めなければならない。

例えば、間接事実を「撃てば死亡するに違いない箇所を狙って撃っていた」と考えた時、「銃弾は2発とも心臓に命中していた」という鑑定書を間接証拠として提示する、ということになる。この時「この間接事実があれば『一般的に』殺意があったと推認できるか」、ということが裁判官を納得させる上で重要になってくる。

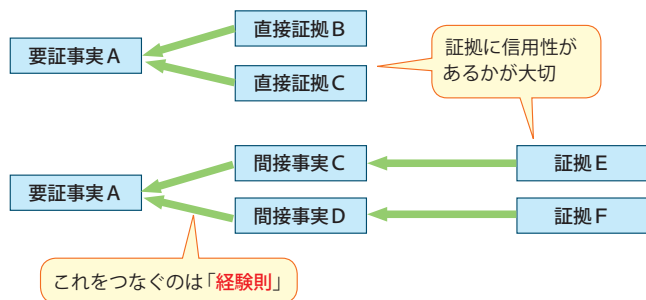
金沢大学教授(弁護士)の野坂佳生³⁾は、この間接事実を要証事実に結びつけるものは、徹頭徹尾「経験則」である、と強調している。

生徒が模擬裁判でこの論理構造を展開させていく時は、いかに自分の今までの人生での経験を土台に人間の一般的な思考回路を想像できるか、ということが大切になってくる。

そしてここを考えさせることが、模擬裁判では最も生徒の思考力を高める場面になっていると感じる。

以上のことを図にすると【図2】のようになる。





▲図2

4 公判の流れ⁴⁾

冒頭手続き	人定質問	被告人が起訴状に書いてある本人か、裁判長が確認
	検察官起訴状朗読	検察官が提訴したい犯罪事実（公訴事実）と罪名及び罰条を読み上げる
	黙秘権の告知	裁判長から被告人に告げる
	被告人事件に対する陳述	起訴状に書いてあったことについて認めるか認めないか被告人と弁護人にそれぞれ聞く
証拠調べ手続き	検察官冒頭陳述	起訴状より詳しく、これから法廷で立証しようと検察官が考えている事件のストーリーの概要を述べる。裁判員裁判の時は弁護人も述べる
	犯罪事実に対する立証	検察官が裁判官に証拠を提示する 証人の出廷を請求した場合は、法廷で証言してもらう 検察官が請求した証人なら検察がまず主尋問、次に弁護人が反対尋問をし、証言の信用性を弾劾する
	情状に対する立証	被告人が罪を認めている場合、弁護人は執行猶予を得るように、あるいは刑が軽くなるように立証する
弁論手続き	検察官の論告・求刑 弁護人の弁論	検察官・弁護人からそれぞれ、証拠に基づいて被告人が有罪かどうか、刑の重さなどについての意見を聞く
	被告人の最終陳述	被告人も事件について最終的な意見を述べる
裁判員裁判の場合はここで評議		
判決の宣告		

3. 模擬裁判のバリエーション

ここまでの説明が非常に長くなってしまった。法律実務家の先生方に見ていただいたら、正確さに欠けるところもあるかと思うが、以上が筆者がこの12年で刑事裁判について理解したことである。実際の裁判は、事件によっては1回で結審するものもあるし、事件によってはもっと複雑な様相を呈し、長期にわたるものもある。

これらの刑事裁判のしくみに則^{のつと}って「模擬」した教材では、どのような点を生徒に理解させたり、生徒のどのような能力を伸ばしてやったりすることが可能であろうか。

1 模擬裁判の種類

模擬裁判の種類について、ここでは2つを紹介したい。

■シナリオ型

小中高で長らく行われてきた模擬裁判は、「シナリオ型」などと呼ばれるもので、年齢に合わせた理解しやすい架空の事件について、開廷から冒頭手続き、証拠調べ手続き、弁論手続きまでの裁判長・検察官・弁護人・被告人・証人らの法廷での発言をドラマの脚本のように書き出してあるものを利用する。

■高校生模擬裁判選手権

この大会は日弁連が主催し、最高裁判所や法務省・検察庁・各地の地裁などが共催している、「法教育」の旗艦的な活動である。架空の事件の記録（証拠品の写真・実況見分調査・事件関係者の供述調書・現場付近の地図・被害者のけがの鑑定書など）を読み込み、そこから検察は起訴状の公訴事実に沿った証拠を見つけ出し、足りないものは法廷での証人尋問・被告人反対質問の結果から導き出し、最後は論告を作成し発表する。毎回の事件は否認事件と設定されているため、弁護側は、検察の主張を弾劾し無罪となる立証活動を展開するものである。求刑や評議・判決の部分は行わない。教材集が参加校に配布されるのは例年5月末ころ、8月上旬の大会まで、各校の選手は主として夏休みを利用してじっくり準備に取り組む。

2 模擬裁判の目的の設定

模擬裁判を実施する目的は、生徒の人数、興味関心の度合い、配当できる時間数などによって、さまざまなものが設定可能と思われる。

①～③の目的の場合は、シナリオ型の模擬裁判で実施可能である。

①刑事裁判の手続きの流れを理解させる

この場合は、裁判の流れを説明した上で、シナリオを読みながら、「これは人定質問にあたるな」、「これは検察が請求した証人に対する検察の主尋問だな」などと、確認しながらセリフをたどる。

②検察官や弁護人の役割を意識させる

セリフをたどりながら、検察官からは、被害者の痛み・怒り・悲しみに寄り添い、社会の秩序維持・正義の実現のために犯罪を追及する厳しい姿勢を感じられたか、また、弁護士からは、被告人が不当な手続きにより不利な立場にならないように守っているということを感じられたか、問うてみる。

③刑事裁判の手続きに込められている人権擁護のしくみを理解させる

警察での捜査の段階から、公判の終了まで、どのポイントに人権を守るしくみがしかけられているかを押さえながらシナリオを読んでいく。

「裁判所が出す逮捕令状がなければ（現行犯でなければ）身柄を官憲に抑えられないこと、たとえ麻薬のような違法

なものでも、所有物を官憲が押収する時は裁判所の令状が必要なこと」「警察や検察での取り調べには勾留期限があり、思うような供述が得られないからといってむやみに長期に身体を拘束されないこと」「被告人には黙秘権が認められていること、それは証人が証言の前に偽証をしないと宣誓させられるのとは対照的であること」など、身体、自由や所有権のことなどに着目させる。

中学校の社会科公民的分野や高校の公民科では、憲法の条文に沿って、基本的人権を学ぶが、刑事裁判を利用した学習によって、刑事裁判の各手続きの段階でどのような人権を守るしくみが組み込まれているかを実感できると思う。

特に、生徒は学習の最初に「とっても悪いことをした人なのに、どうして国費まで使って弁護人をつけなければいけないの? (国選弁護人の場合)」と、疑問を持つ者も多い。裁判官や検察官と同じ司法試験に合格した弁護士が被告人に寄り添うようになったことを含め、刑事手続きは、最初の警察の捜査の段階から、裁判官も検察官も皆、犯罪を防ぎ社会秩序の維持につとめながら無実の者が処罰されることを防ぎ、罪を犯した者に対しては適正な刑罰を科すため、人間の叡智でつくり上げたシステムであることを理解させたい。

歴史的に見れば、ひどい拷問によって自白を強要されたり、正しい手続きによって集められたものでない証拠によって有罪とされてしまったりと、人権という概念もないころ、人々の権利や尊厳がないがしろにされ、多くの冤罪も生み出されたことは高校生でも周知の事実であろう。そのような歴史的背景を最初に学び、日本史や世界史とのコラボレーションをする授業展開もよいと思われる。

④読解力・論理的思考力・批判する力・議論する力を育成する

シナリオ型では、演じた後に、検察側には有罪と主張するのに有利な根拠を挙げさせ、弁護側には有罪とは言い切れない根拠を挙げて無罪を主張させるのが、最もオーソドックスな学習パターンであろう。

あらかじめ、シナリオの上演を見て有罪か無罪か、量刑はどうするかと評議する裁判員役の生徒をつくっておいてもよいし、上演したのと同じ生徒がそれぞれ考えてもよい。参加する生徒の数が少なければ、ロールプレイングはせずに、各自シナリオを読み、意見を言わせてもよからう。

同じ1つの事実でも、検察側から見れば○の評価、弁護側から見れば△の評価という見方の違いが出てきたり、検察が有罪と立証するにはより数多くの証拠を挙げなければならなかったりする。こうしたことが、新学習指導要領の中で繰り返し強調される「多面的・多角的な」ものの見方の育成に資するところだと考える。

自分の主張を思考するだけではなく、有罪か無罪か、その論拠はどこか、ということを書き出させて口頭で発表させて、さらに検察側・弁護側で意見を戦わせる。こうすることによって相手の論理の弱点を突くような批判力や議

論する力も養われる。

高校生模擬裁判選手権でも、同じような能力が涵養できる。自分たちで、与えられた教材集の中の書類から、検察側は公訴事実を冒頭陳述のストーリーに沿って証明できる証拠を探し出し、それを使ってどのように間接事実につなげていくか、経験則から理由づけを考える。ここが最も論理的思考力を育成できるところだと思う。

さらに、証人尋問と同反対尋問、被告人質問と同反対質問を、その場の相手の答えに合わせて当意即妙に自分たちが得たい証言・供述に持っていくよう次々繰り出すことは、相当に高度な思考力と言語表現能力を要求される。よく「司法修習生並み」の難しさだと言われるとおりである。

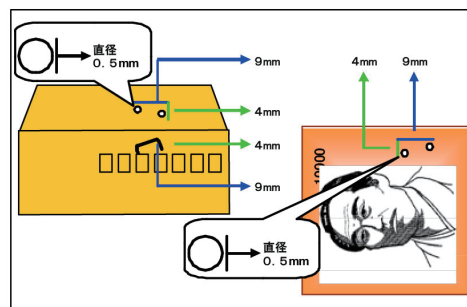
ちょうどこの大会が始まったころ、PISAというOECDの生徒の学習到達度調査で、読解力テストの日本の得点が低かったことが問題視されていた。PISAでは、読解力とは「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」と定義されている。筆者はこの大会の学習プロセスがPISAの読解力を育てるのにつけての活動だと思ってやってきた。それは今日の「思考力・判断力・表現力」や「主体的・対話的で深い学び」にも大いに効果的であるといえる。

4. 模擬裁判の素材

正直にいうと、「少ない」というのが今回改めて探してみた上での感想である。実際の事件とは異なり、検察側と弁護側のどちらかに有利な証拠が多くならないように双方の主張が優劣つけがたいバランスを保っていることが大切であるが、そのようなものはなかなかつくり出せない、というところだろうか。

その中でも、法教育が始まったころに法務省で作成された「杉浦よねさん」という78歳の婦人が被害者として設定されたシナリオを紹介する⁵⁾。被告人が犯人かどうか争点の強盗致傷事件で、シナリオ部分だけではなく、被害にあった55,000円入りの封筒や巾着袋、被害届、供述調書などがコンパクトにイラストになったものなどが「証拠一覧表」【図3】として付いており、そのイラストからも生徒はいろいろ証拠について考えることができる。ワークシートや教員向けの解説なども付いている。筆者も毎年、高校生模擬裁判選手権の生徒の最初の練習問題に使っている。

▶図3
証拠一覧表
(一部)⁵⁾



模擬裁判の素材は、そのほかにも法教育関連の書籍⁶⁾や教科書会社のウェブサイトに掲載していたりする。また次項で述べるが、筆者は地元の弁護士会の法教育委員会の生徒向けイベントや教員向けセミナーなどで模擬裁判を扱った時に使用したものを集めている。

適切な教材が豊富につくられることが今後の課題である。

5. 法教育と法曹三者との連携

本稿ですでに何回か登場させたが、「法教育」という語をご存知だろうか。

司法改革の流れの中で、「司法制度改革審議会意見書」(2001年)に「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。このため、教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる。」という内容が盛り込まれ、これを受けて、2003年、法務省の中に法学者・教育学者・中高の教員などで構成された法教育研究会ができた。この研究会が2004年にまとめた報告書で、法教育は「法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」と定義された。以後この時に示された、「ルールづくり」「私法と消費者保護」「憲法の意義」「司法」の4分野で教材づくりが行われるようになったり、法務省が文部科学省・最高裁・日弁連などと連携したりして、普及を図っているものである。日弁連に2003年に設置された「市民のための法教育委員会」は、2007年から件の高校生模擬裁判選手権を開催している。

現行の学習指導要領においては、小中学校社会科、高校の公民科にも法教育の概念は盛り込まれるようになった。「現代社会」の「幸福、正義、公正など」という語はその表れである。

最も法教育の普及に活発に動いていると筆者が感じているのは弁護士会で、各都道府県の弁護士会にはそれぞれ法教育委員会が設置され、前述の4分野についての出前授業や裁判傍聴の引率、夏休みなどに小～高校生を対象に模擬裁判やルールづくりのワークショップなどを盛んに行っている。また教員のためのワークショップも折に触れて開いており、教員免許更新講習にも弁護士が法教育の講座を開いたりしている。

また、最高裁・法務省・地方検察庁もそれぞれ教員向け研修や出前授業・裁判傍聴会などを開催しているので、ウェブサイトを確認していただければと思う。

これらの法教育の目的は、戦後誕生した社会科が目指してきた民主主義社会の担い手を育てる、という理念と合致しているものであろう。学校外の専門家のマンパワーを得て、この教育が充実することを望んでいる。初めはとつぎにくいと感じる刑事事件の模擬裁判も、可能ならまずはこうした法曹にアドバイスをもらってチャレンジしてみることである。それが叶わない場合は書籍やネットなどで入手できる教材で試みていただきたい。本稿がそのきっかけになれば幸いである。

主要参考文献

- ・「裁判員制度ナビゲーション 改訂版」最高裁判所、2015年
- ・関東弁護士連合会編『わたしたちの社会と法—学ぼう・法教育』商事法務、2016年
- ・高校生模擬裁判選手権における歴代の本校の支援弁護士の指導メモ

- 1) 日本弁護士連合会第59回人権擁護大会シンポジウム 第2分科会基調報告書「主権者教育における弁護士・弁護士会の役割～立憲民主主義を担う『市民』が育つために～」p.100～103にこれまでの経緯が詳しい。また、この報告書全体に弁護士会の法教育の取り組みがよく網羅されている。
http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/organization/event/jinken_taikai.html#Y2016
- 2) 横浜弁護士会(当時)裁判傍聴会配布資料
- 3) 「第2編 大会記録 第8回学術大会 パネルディスカッション 新科目『公共』と法教育」『法と教育 vol.8』p.128, 法と教育学会、2018年
- 4) 横浜弁護士会(当時)裁判傍聴会配布資料
- 5) 法務省ウェブサイト「よろしく裁判員」
http://www.moj.go.jp/keijil/saibanin_info_saibanin_kyozai.html
- 6) 関東弁護士連合会編『法教育教材 わたしたちの社会と法』商事法務、2018年、p.80～91にわかりやすい事実認定の例がある。

新科目「公共」を見据えた授業実践 ～「現代社会」及び他教科との連携～

神奈川県立上溝高等学校教諭 渡邊大介

1. はじめに

本稿の目的は、新学習指導要領から新設される公民科目「公共」を見据えた授業実践の紹介である。

本校は、神奈川県教育課程研究推進校の指定を受け、2016年度から3年間の研究に取り組んでいる。本校の研究主題は「新科目『公共』のモデル及び参考となる授業実践の追究」であり、公民科を中心に、多くの科目や総合的な学習の時間、特別活動とも連携しながら授業実践を追究してきた¹⁾。本稿においては、一部ではあるが、本校の授業実践を紹介させていただき、新科目「公共」の手掛かりとしていただければ幸いである。

まず、新科目「公共」とは、どのような科目であるのかを確認した上で、本校の授業実践の紹介に移りたい。

2. 新科目「公共」とは？何が求められているのか？

2018年に高等学校の新学習指導要領が告示された。この学習指導要領は2022年度から全面実施される²⁾。新科目「公共」とは、どのような科目で、何が求められているのかを、現行の「現代社会」と比較しながら整理し、どのような授業実践が目指されているのかを授業実践者の立場から考えたい。

まず、目標について検討する。

新科目「公共」の目標	現行「現代社会」の目標
人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

このように目標を比較すると、「公共」において、目指すべき生徒の姿は「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」であり、「現代社会」から180度方向転換するものではなく、「現代社会」を踏襲した科目であることが窺える³⁾。

しかし、この後の記述を確認すると、「倫理的主体などとして活動するために」、「現実社会の諸課題の解決に向けて」、「現代の諸課題を主体的に解決」と、活動や実践を強調する表現が見られる。このことから、「現代の諸課題」との結びつきが強まり、活動・実践する主体性が一層求められていると思われる⁴⁾。また、そのような主体育成の方法として「現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して（傍点は引用者）」という文言から、いわゆる活動的な学習方法が企図されていると思われる。

続いて、両者の内容と内容の取扱いを検討する。以下は、両者の内容について、大項目と冒頭部分を抜粋したものである。

新科目「公共」の大項目と冒頭部分の抜粋

A 公共の扉
(1) 公共的な空間を作る私たち 公共的な空間と人間との関わり、個人の尊厳と自主・自律、人間と社会の多様性と共通性などに着目して、社会に参画する自立した主体とは何かを問い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方を探求する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(以下省略)
(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方 主体的に社会に参画し、他者と協働することに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(以下省略)
(3) 公共的な空間における基本的原理 自主的によりよい公共的な空間を作り出していくこととする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(以下省略)
B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち
自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(以下省略)
C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち
持続可能な地域、国家・社会及び国際社会づくりに向けた役割を担う、公共の精神をもった自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、現代の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(以下省略)

現行「現代社会」の大項目と冒頭部分の抜粋

(1) 私たちの生きる社会
現代社会における諸課題を扱う中で、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させるとともに、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。
(2) 現代社会と人間としての在り方生き方
現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。
ア 青年期と自己の形成 イ 現代の民主政治と政治参加の意義 ウ 個人の尊重と法の支配 エ 現代の経済社会と経済活動の在り方 オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割
(3) 共に生きる社会を目指して
持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動を通して、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について考察を深めさせる。

まず、大まかに見ると、「A 公共の扉」が「(1) 私たちの生きる社会」に相当し、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」が「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」に、「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」が「(3) 共に生きる社会を目指して」に相当するように思える。紙面の都合で引用ができないが、詳細な記述を見ると、「A 公共の扉」には「現代社会における諸課題」や「ア 青年期と自己の形成」が該当し、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」には「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」「ウ 個人の尊重と法の支配」「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」「オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割」が該当するように思える。

以上のように、「ア 青年期と自己の形成」の分類が改められたものの、「現代社会」で扱われている内容は「公共」でも引き継がれている。

しかし、扱われる内容に大きな変更はないように見えるが、扱われる内容の位置付けや取扱いが大きく変わってくると思われる。「A 公共の扉」の各内容で「社会に参画する自立した主体とは何かを問い」、「主体的に社会に参画し、他者と協働することに向けて」、「自主的によりよい公共的な空間を作り出していくとする自立した主体となることに向けて」とある。また「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」についてはそのタイトルに表れているとおりだが、その内容は「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現代社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し」とある。さらに「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」も同様にタイトルに表れているとおり「持続可能な地域、国家・社会及び国際社会づくりに向けた役割を担う、公共の

精神をもった自立した主体となることに向けて」とあり、すべての内容で主体的な社会参画が謳われている。

さらに、内容の取扱いにおいても、「現実社会の事柄や課題に関わる具体的な場面に触れ」、「現実社会の諸課題に関わり設定した主題」、「合意形成や社会参画を視野に入れながら」など、現実社会の諸課題を踏まえることや社会参画が強調されている。

これらのことから、新科目「公共」では、主体的な社会参画や社会の諸課題を解決するという資質・能力の育成に力点が置かれているといえるだろう。これは現行の「現代社会」以上に、課題解決型及び探究型の学習が企図されていることからいえるだろう。換言すれば、「現代社会」における学習内容は、「公共」においては、現実社会の諸課題を解決する活動を通じて学ぶことになると理解するのが適当であろう。例えば、法についての学習において「公共」では、現実社会の諸課題を解決する活動を通して、法についての実践的な資質・能力を身に付けさせることが目的となっている。

以上のことから、新科目「公共」において求められている授業実践の要点として、以下の点が確認される。

- ① 授業内容が、現代及び現実社会の諸課題を扱うこと。
- ② 授業方法が、現実社会の諸課題を追究したり解決したりする活動を取り入れていること（いわゆる「主体的・対話的で深い学び」）。

それでは、具体的にこの二点を満たす授業はどのようなものだろうか。本校において実践された授業を紹介したい。

3. 「現代社会」における授業例

以上のような視点から、昨年度実施した「現代社会」の授業例を紹介したい。なお、すべての授業内容と方法を示すことはできないため、各単元のポイントを示す。

① 青年期と自己形成

- ・「自己を表現するコラージュを作ってみよう！」
自己紹介をかねたコラージュを作成することを通し、自己を改めて見直す機会とする。

② 平和主義と日本の安全保障

- ・「沖縄の在日米軍を考える」
沖縄県民、沖縄以外の日本国民、アメリカ国民、それぞれの立場から沖縄の米軍基地の今後のあり方を検討し、一つの課題を多角的に捉える重要性について考える。

③ 政治参加と世論

- ・「多数決を疑う」
多数決は多数の意見を反映するための方法であると思われるが、採決の仕方によって結果が変わってくることを確認し、「方法論」についての吟味の必要性を考える。
- ・「報道の嘘？データの嘘？」
立場の違いによるデータや言説の扱い方の違いなどを提示するとともに、自分たちで実際に新聞を書くことを通して、メディア・リテラシーを培う。

④ 平等権

- ・「ジェンダーから考える男女平等」
➡「4 授業実践例」参照

⑤ 社会権

- ・「違法なアルバイトと労働法」
違法なアルバイトについての現状を考えることを通して、その要因や解決方法について考える。

⑥ 南北問題

- ・「貿易ゲームから考える格差問題」
貿易ゲームから世界における格差問題を検討する。

4. 授業実践例～ジェンダーから考える男女平等

授業概要 「ジェンダーから考える男女平等」

- 科目：現代社会（2単位）
- 対象：高校1年生
- 単元：日本国憲法～平等権
- 本時の目標

- ① 現実社会での性における平等権の実態について理解する。
- ② 現代日本において、男女平等な社会を実現する方法を考える。

【育てたい生徒像】

「公共」の学習指導要領解説の「1 科目の性格」には、「多様な人生観、世界観ないし価値観をもつ他者と共に生き、課題を解決していくための力が必要となる。」とある。本単元においては、自身の損得を超え、生徒の思考に「他者」を存在させ、現実社会の諸課題への関心を喚起したい。そこで、ジェンダーという比較的生徒に身近な課題を設定し、社会的事象への関心を喚起することを試みた。また、それぞれのジェンダーに苦しむ人を取り上げることで他者の存在に気付かせたい。

【単元計画】 * 「ワークシート」は p.11 の「資料」を参照。

1 時間目 現代日本におけるジェンダーとは？

- ワークシート 「1 男性有名人、女性有名人は誰？」
有名人を多数あげること、私たちが憧れる“男らしさ”や“女らしさ”を抽出する。
- ワークシート 「2 日常生活における“男らしさ”“女らしさ”とは？」
それぞれの性とイメージが結び付きやすい職業やスポーツをあげながら、現代社会における“男らしさ”と“女らしさ”をより明確にしていく。なお、ここであげられた“男らしさ”や“女らしさ”は正しさを示すものではないことを強調する。



2 時間目 ジェンダーは、どこで形成されたのか？

- ワークシート 「3 これらの“ジェンダーステレオタイプ”は、どのようにして（どこで）つくられたのか？」
私たちがイメージする“男らしさ”“女らしさ”とは、どのようにして形成されたのかを検討する。
- ワークシート 「4 メディアに潜む“ジェンダーステレオタイプ”を見つけよ」
アニメ、マンガ、CMに潜むジェンダーステレオタイプを浮き彫りにし、メディアにはジェンダーステレオタイプが多分に潜んでいることを認識させる。
- ワークシート 「5 学校生活の中に潜む“ジェンダーステレオタイプ”を3つ以上見つけよ」
アニメやマンガ、CM同様に学校の中に潜むジェンダーステレオタイプを浮き彫りにし、学校の中にもジェンダーステレオタイプが潜んでおり、私たちはそれらの影響下にあることを認識させる。

3 時間目 真に男女平等な社会とは？

- ワークシート 「6 生きづらい・息苦しい（と思われる）ジェンダーをあげよ」
これまでに検討された男らしさや女らしさから、生きづらさや息苦しさをを感じるジェンダーをあげ、ジェンダーについて多面的に考えさせる。
- ワークシート 「7 上記6の生きづらさ・息苦しさを解消するために、どのような方法があるか」
ジェンダーの生きづらさや息苦しさを解消するための方法をあげる。
- ワークシート 「8 “真に”男女平等な社会とは、どのような社会か？」
素朴な男女平等ではなく、誰でも生活しやすい一人ひとりの個を尊重する社会の在り方を考察させる。

【生徒の反応】

■生徒A

男性はこうあるべき、女性はどうあるべきというのはなくなったほうがいいと思う。なぜなら、自分がこうしたいと思うことができた方が、自分らしくいられるし、周りの概念や常識にとらわれているから、逆に何をしたいのかが見つけられなかったりするんだと思う。しかし、今の社会は、特に日本は男女のあり方がはっきりしているので、完全に平等にするのではなくて、一人ひとりが誰がどのようにしていてもいいと思う気持ちをもつことが必要だと思う。

■生徒B

男も女もやりたいことができる社会をつくるべきだと思う。なぜなら、今の社会は、男女への固定観念のせいでやりたいことのびのびできない息苦しい世の中だからだ。しかし、男だから不器用なのかもしれない、女だから買い物も長くてしょうがない、とその固定観念に救われているところもあるかもしれない。だが、それによって男が器用だから「気持ち悪い」といわれるかもしれないし、女だって買い物長い人が嫌いかもしれない。じゃあ、どうすればいいのか。私は男・女というくくりではなく、「個人」として人を見るべきだと思う。専業主夫に対して、男なのに仕事ができない、ではなく、家事・育児の方が得意なんだ、と解釈を少し変えるだけで息苦しさが軽減されるのではないだろうか。考え方や解釈を変えるだけでとても生きやすくなると思う。こうしてみんながやりたいことができる社会をつくってほしいと思う。

■生徒C

今の社会は十分男女平等だと思う。なぜなら、例えば仕事面。仕事面では男性の方が圧倒的に有利で給料も高い。だが、その分女性は“専業主婦”という職があったり、電車や映画など、日常で有利なことが多い。男女両方とも息苦しいところがあり心地よいところがあるので今は割と平等ではないかと考える。



現代社会“ジェンダー”について考える。

年 組 番 氏 名

1. 男性有名人、女性有名人を挙げてみよう？（有名な人でも可。）

男性有名人ベスト3	女性有名人ベスト3

2. 日常生活における“男らしさ”“女らしさ”とは？

男らしい	職業	女らしい
	趣味	
	服装	
	色	
	行動	
	話-ツ	
	食べ物	
	習い事	

つまり、“男らしさ”とは？

つまり、“女らしさ”とは？

3. これらの“ジェンダー”は、どのようにして（どこで）つくられたのか？

※箇条書きでも可。「たとえば」という接続詞を使用してより具体的に書くといい。

4. ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

①『アンパンマン』に潜むジェンダー・ステレオタイプは？

--

②『ドラえもん』に潜むジェンダー・ステレオタイプは？

--

③『サザエさん』に潜むジェンダー・ステレオタイプは？

--

④『』（任意の作品を記入）に潜むジェンダー・ステレオタイプは？

--

⑤少年マンガ（7-9）全般・少女マンガ（7-9）全般に潜むジェンダー・ステレオタイプは？

少年マンガ	少女マンガ

⑥CMに潜むジェンダー・ステレオタイプはあるか？

--

5. 学校生活の中に潜む“ジェンダー・ステレオタイプ”を3つ以上見つけよ。

①
②
③

6. 生きづらい・息苦しい（と思われる）ジェンダー・ステレオタイプを挙げよ。

①もっと働きたいと思っている女性にとって息苦しいと思われるジェンダーは？

--

②専業主夫に憧れている男性にとって息苦しいと思われるジェンダーは？

--

7. 上記6の生きづらさ・息苦しさを解消するために、どのような方法があるか。

--

8. “真に”男女平等な社会とは、どのような社会か？※できるだけ詳しく述べよ。

以上のように、「①現実社会での性における平等権の実態について理解する」という目標においては、一定の成果が見られた。

しかし、日本社会の現状について、不平等だと捉える者と平等だと捉える者と解釈の違いが生じ、解釈の違いが顕になったところで終わってしまい、「②現代日本において、男女平等な社会を実現する方法を考える」という目標に対しては、不十分であった。これは、「①現実社会での性における平等権の実態について理解する」のための学習内容が多くなり、「②現代日本において、男女平等な社会を実現する方法を考える」の学習内容に対する時間が十分に取れなかったことが原因と考えられる。

来年度以降は、授業後半の展開に工夫を加え、現実社会の諸課題の解決へ向けた探究に生徒自身が取り組むような学習としたい。また、そうした生徒の活動をどのように評価したらよいかも、来年度以降の課題として認識できた。

5. 他教科との連携

「公共」は公民科の新科目であるが、公民科という教科はその内容が広範であり、他教科と関連する内容が多い。例えば「現代社会」においては、社会保障や高齢社会を扱うが、それらは家庭科における「家族と介護」の領域と関連している。他にも、情報社会は情報科と、生命倫理は保健体育科との連携が想定される。このように公民科は他教科と密接に関連する教科であり、今後求められる「教科横断的な学び」の中核となり得る科目であるといえよう。本節では、新科目「公共」を見据えて他教科で実施された実践を紹介することで、他教科との連携の可能性を探り、生徒の資質・能力の向上を図った事例について紹介したい。

「理科」「生物多様性条約を通して学ぶ環境問題」

（3学年・「探究生物（学校設定科目）」・3単位）

■問題意識 地球史で生物種の絶滅は何度も起きているが、近年過去に例を見ない速さで絶滅危惧種が増加して、生物多様性が失われつつある。その原因を探り、人間活動との相互作用を考える力を育成することを目標とする。

■授業展開 ワシントン条約とラムサール条約が生態系に与えた影響を考え、発表する。次に、それらの足りない部分を補完する意味合いももつ、生物多様性条約を学習した。本条約第1条の目的を以下に記述する。

①生物多様性の保全

②生物多様性の構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

②の「持続可能な利用」とは、具体的に何かについて話し合わせた。

■振り返り 事前学習で、富栄養化、外来生物、森林伐採、生物濃縮、地球温暖化を学んだことで、生物多様性の保全の難しさの背景には、人間活動が大きく関わっていることに容易に結びつけることができた。例えば、私たちが衣・食・住などの人間活動を行うためには「持続可能な生物資源」が必要不可欠になる。しかし、その多様性が失われつつあり、人類の生存をおびやかすことにもなりかねない。今後、一人ひとりがどのような行動をとる必要があるのか、具体的な内容は議論できなかったが、現代社会が抱える問題の一つでもある環境問題に関心をもたせる効果はあった。

「芸術科（美術）」

「デッサンを通じた自己理解と他者理解」

（1学年・「美術Ⅰ」・2単位）

■問題意識 今を生きる青年期の生徒たちにとって、人物画を描くことは、各々の存在意義を認識するためのまたとない機会である。自分や友人を描くことを通じて、意識的

に「人」を見ることで、さまざまな存在意義を見つけたい。生徒が多様な表現を通して、単に同じように写すという表面描写だけではなく、「その人らしさ」の表現ができることを目標とする。

新科目「公共」においては、倫理的主体となることが求められている。倫理的主体となるためには、自己や他者についての深い理解が必要となる。表層的な描写ではない深層的な「そのひとらしさ」を表現するデッサンを通じて、自己や他者を深く理解することを学ばせ、公民科との連携を図りたい。

■授業展開 グループでクロッキーを順番に行う。その際に、その人らしいポーズを決め、画面構成を考える。クロッキーの後、互いの作品について、感想を述べる。

■振り返り カメラ機能付きの携帯電話やスマートフォンなどのデジタルツールが発達したこともあり、他者をじっくりと見る機会が一昔前に比べて少なくなっている。そのような時代において、本単元は、他者をじっくりと見つめ、自己を含めた「その人らしさ」を考える機会になったのではないだろうか。

6. おわりに

本稿において、学習指導要領と具体的な授業実践を検討することで、新科目「公共」がどのような授業を求めているのか、その一側面を照射できたように思う。現行の「現代社会」に比して新科目「公共」が求めるものは、現実社会の諸課題とより結びついた授業内容であり、その解決方法を考えるなどの活動が取り入れられた授業方法である。確かに、そのような内容と方法を取り入れた授業では、生徒の関心も高まり、知識・技能だけでなく、思考力・判断力・表現力等を育てられる授業になったように感じた。しかし、教師から見て、生徒が成長したようにも見えても、本当に生徒の成長につながったのか、生徒一人ひとりの変容を詳細に検証しなければならない。

「公共」を見据えたさまざまな実践を試みたが、現実社会の諸課題とより結びついた内容になればなるほど、学習内容がデリケートになるという課題が浮き彫りになった。現代社会の諸課題であるが故に、その諸課題の当事者が教室にいる可能性がある。しかし、だからといって現代社会の諸課題を避けたり、表面的に扱うだけでは、生徒の学びは深まらない。生徒の学びを深めるには、現代社会の諸課題に対して、具体的な考察が求められる。実際の授業でどこまで具体的な内容が展開できるのか、これも残された課題としたい。

また、他教科との連携については、他教科の授業内容を知るという第一歩が踏み出せたことが成果といえる。高校の場合は、それぞれの教科の専門性が高くなり、教科を超えた授業内容の研究は行われにくい。このような中、他教科との連携の可能性を確認できたことは成果である。しかし、まだ相互に綿密に結びついた接続には至っていない。

これは残された課題といえる。各教科との連携は望まれるが、安易な連携は教科の専門性や独自性を損なうことにもつながりかねない。このバランスに留意しながら、各教科との連携を探りたい。

主要参考文献

- ・若桑みどり『お姫様とジェンダー—アニメで学ぶ男と女のジェンダー学入門』ちくま新書、2003年
- ・斎藤美奈子『紅一点論—アニメ・特撮・伝記のヒロイン像』ちくま文庫、2001年
- ・江原由美子他『ジェンダーの社会学入門』岩波書店、2008年
- ・加藤秀一『はじめてのジェンダー論』有斐閣、2017年

- 1) 新科目「公共」も「現代社会」と同じく、公民科だけではなく、地理歴史科、家庭科、情報科や特別活動と関連させることが企図されている。そのため本校でも、公民科を中心としながらも、多くの教科や特別活動における研究も行っている。
- 2) 新科目「公共」は、公民科の基礎的な科目と位置付けられているため、「現代社会」と比較することとした。「公共」は「政治・経済」及び「倫理」の基礎となる。なお、「公共」は必修科目となっており、現行の「現代社会」は廃止される。
- 3) 公民科が、道德教育の中核的な指導の場面となり、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育なども担う教科になっていることが強調されており、新たな事柄を扱うかのようにも思える。しかし、公民科において採り上げる事柄に大きな変更はなく、事柄の扱い方や位置付けが変わると理解する方が適当であろう。例をあげれば、これまでと同じく「青年期と自己形成」について採り上げるが、キャリア教育を留意した扱い方に変更する必要がある、という具合である。
- 4) このように主体性や社会への参画、現代の諸課題との結び付きが強調された背景としては、いわゆる「若者の政治離れ」があげられるだろう。学習指導要領の改訂に際して平成28年8月に開催された中央教育審議会「社会・地理歴史・公民ワーキンググループ」における審議の取りまとめには、「主体的に社会の形成に参画しようとする態度」に課題があり、特に高等学校教育においては、「自分の参加により社会をよりよく変えられると考えている若者の割合が国際的に見ても低いこと」、「時代の変化に耐えてきた先哲の考え方を習得し、それを手掛かりとして自己の生き方や考え方を練磨すること」、「課題を追究したり解決したりする活動を取り入れた授業が十分に行われていないこと」も課題であるとしている。



高校「倫理」の教材としての 「ユートピア／ディストピア」

成蹊中学・高等学校教諭 塩川千夏

この稿では「ユートピア／ディストピア」を扱う先哲および文学者のテキストを、高校「倫理」で活用する可能性について考察したい。「ユートピア／ディストピア」というテーマを使用することのねらいや利点を示した上で、各時代における教材の例を示す。筆者が勤務校で実施する機会は部分的なものにとどまるが、生徒の反応等も紹介し、将来的に取り組みたい課題例も含めてまとめた。

1. 「ユートピア／ディストピア」という枠組みについて

「ユートピア／ディストピア」をめぐる作品は時代も内容も多岐にわたり、現代思想には興味深い派生概念も生まれているが、ここではこの世界に設定された空想的な理想的社会ないし暗黒社会ととらえ、その表現形態には、思想書および文学等フィクション作品一般を含めることとする。天国、極楽、地獄等はこの世の空間に位置づけられないので「ユートピア／ディストピア」には含めない¹⁾。

標題のとおり、本稿は「ユートピア／ディストピア」を一对のものとして扱っている。両者は、正反対の世界を描いているようで、多くの場合根底に文明や社会に対する批判、諷刺を含み、表裏一体となって一つのジャンルを形成しているといえる。その歴史的系譜は、狭義にはプラトンの理想的な共同体をめぐる思想が、トマス＝モアをはじめとするルネサンスの思想家達を強く触発したことで形成された。近代の展開と共に、空想旅行、科学都市の構想、共同体実践、SF等様々な要素が取り込まれ、思想・文学的にも幅のある膨大なテキストが続いた。19世紀後半から近代文明・社会に潜む暗黒面を描き出すディストピア文学が目立つようになり、20世紀以降はこのジャンルの主流を占めるに至る。こうした現代の目から見れば、ユートピアがディストピアに反転する様も、その近親性も見て取りやすい。他方でディストピア文学においても、より良い社会への希求が断念されているわけではない。両者には相互に包摂し合う面があるといえよう。また、筆者が両者を一对のものとして扱う理由には、このジャンルの批判的契機を強調する意図もある。これは次に述べる地歴公民科教材としての利点にもつながる。

2. この題材の特徴とねらい

より良い社会の形成者の育成は、従来、学校教育にとって変わることのない目標であるが、その担い手に相応しい資質・能力をいかに高めるかという課題を、現在の教育現

場は改めて問われ、模索しているところだ。資質・能力の育成という観点から、このテーマはどのような効果をねらうことができるのか。以下に簡単に整理してみる。

- ①「より良い社会」への志向関心を強められる。そもそも「良い社会」であるためには、どのような条件や価値が重要なのか、重要であると考えられてきたかを、問い直す機縁になる。これは「倫理」のみならず、地歴公民科の各単元において、繰り返し問われるべき本質的な問いである。
- ②「批判的思考力」を促すことができる。ユートピア思想の背景に、同時代へのいかなる問題意識があったのか、またその構想自身にどのようなディストピアの危険が潜んでいるかを考えさせることで、「より良い社会」を建設的かつ批判的に考察する力を養うことができる。
- ③「自己省察」を促すことができる。自分のもつ価値観の整理、優先順序への気づきをもたらす。
- ④様々なレベルで「対話性」を取り入れられる。入り口は具体的なので、多くの生徒が対話に加わりやすい。先哲のテキストとの間での時代を超えた対話、また級友や教員等の間での対話を通して、様々な価値観に触れながら思考を深めることができる。
- ⑤テーマが包括的で扱いにくい点もあるが、想像を広げやすく、複数の価値の間で比較させたり、バランスを考えさせたりすることができる。包括性ゆえに、実施する際の単元も様々に考えられる。独立した発展的単元として「ユートピア／ディストピア」をおく方法と、「古代ギリシャ思想」「中国思想」「近代思想」「現代の課題」等の各単元に挿入して、繰り返し問う方法が考えられる。また、「現代の諸問題」の導入等に補助的に使うことも考えられる。

3. 教材と課題例

以下このテーマに適合する教材とその課題の例を、古代ギリシャ、近代、現代の順に示す。

① 古代ギリシャ～プラトンのユートピア診断

後世のユートピア構想に多大な影響を与えたプラトンの『国家』のようなテキストを、ユートピア文学の先駆とみえることは可能だろう。ただ、対話篇は複雑な論理的文脈を有する思想書でもある。この文脈を丁寧にときほぐしていたのでは、とても平均的な高校生の課題にはならない。し

かし思想書としての解釈は難しいとしても、「ユートピア診断」という切り口ならば生徒もなんとか取り組める。また、プラトンの提言は理想国家といいながら、ディストピア的要素も十分に刺激的だ。先哲といえども、あえて批判的にとらえ、「ユートピア／ディストピア」を表裏一体のものとして思考してほしいというのがこちらの意図でもある。他方でプラトンは、現実との距離を考えて複眼的に考えてもいるので、単純な診断で終わるわけではない。論点を絞りながら発展的な課題に取り組むこともできる。

以下に紹介する教材と課題例は、プラトンの思想についてある程度解説した後、資料1のプリントを読ませ、生徒に簡単な「ユートピア診断」をさせるというものである。

資料1 プラトンの理想的国家の超大胆提案

プラトンは対話篇『国家』においてポリスの成員を統治者、守護者、防衛者、生産者の階級に分け、支配層である統治者、守護者に対しては以下の制度を提案した。

- ①男女平等教育……平等主義というより、素質があるなら伸ばして活かそうという合理主義的提案。ただし現実のアカデメイアは男子校だった。
- ②私有財産撤廃……財産の格差が共同体の一体感を損なうと考えたため。また財産ではなく、魂を一番に配慮する共同体を目指した。支配層は生産者ではないので共産主義ではない。
- ③妻子の共有……成員が家族を優先するのではなく、何より共同体の一体性を優先するために提案した制度。
- ④哲人王による統治……聡明で、勇気があり、欲望を制し、度量の大きい王が良いとした。帝王教育のプランでは、政治的経験を積む時期と、論理・哲学的訓練をさせる時期を組み合わせた。（プラトン『国家』を参照）

【補足】 以上は、あくまで理念だけから考えた「地上に存在しない国」の話。彼は別の対話篇『法律』で、クレタ島を舞台に、より現実的な国の構想をしていて、家族制も私有財産も認めているのだ。それでも「財産の大きな格差」を防ぐ法律を提案している（分配地の四倍を超える財産は国家と神に捧げる等）。格差は内乱や分裂を生むだけではなく、人間の性格に悪影響を及ぼすというのが彼の考えだ。

（プラトン『法律』を参照）

●生徒への課題● プラトンへのユートピア診断

プラトンの構想した理想的な都市国家の構想は、古代より様々な評価と批判の対象となってきた。いま、21世紀のあなたにプラトンの考える社会のユートピア度を診断してほしい。（著作を読んでいないのであくまで仮診断である。）

- Q1. ユートピア要素として評価できる点とその理由
Q2. むしろディストピアのリスクが高そうな点とその理由

【生徒の反応より】

実際の生徒の反応を紹介する。書いている時に、近くの人と見せ合う他、クラス全体の代表的な意見をプリント化してシェアしている。高校生なりの現実感覚が伺われる。

①男女平等教育……ほとんどが評価

- ・ いまでも問題があるから、すごいと思う。
- ・ 有能な人が二倍になる。
- ・ 女性の役割を固定化していない。
- ・ 男社会だったから男性が反発するのではないか。

②私有財産撤廃……批判が多いが一部評価

- ・ 現在のいきすぎた競争社会では良いものに見える。
- ・ 財産をもつ人が反乱を起こしてむしろ争いが起こる。
- ・ 能力のある人には対価が支払われる必要がある。
- ・ 財産を管理する機関によってすべてを管理されるリスクがある。

*格差を防ぐしくみについて、評価が多い

- ・ 私有財産は否定せず、格差を防ぐのは良いライン。
- ・ 格差が人間の性格に悪影響を及ぼすという点に納得。格差によって人の心に劣等感や優越感が生まれる。

③妻子の共有……ほぼ皆が拒絶

- ・ 人間は独占欲と嫉妬心を抑えきれず、争いに発展する可能性が高い。
- ・ 人は自分のものを大切に思う。結果共有された妻子を大切に思わなくなり、人のつながりが薄くなる。
- ・ 個人のプライベートがなくなる。
- ・ 女性が子どもを産む道具のようになっていて良くない。

④哲人王による統治……懐疑派が多いが、評価する者も結構いる

- ・ ユートピアを創るためには本当に実力のある人が統治を行うべき。
- ・ 知恵のある人が上に立つことは現代も重要。
- ・ いくら知を求める者でも、巨大な権力をもった時に少なからず欲望的な部分が出て、独裁政治になる。
- ・ 強力な支配者が「善い」と言ったものを強制され束縛される。

●その他全般的な意見

- ・ プラトンの価値観で固められすぎ。
- ・ 統治者次第になる。

【発展的課題】

生徒のコメントはいろいろなトピックに拡散している。それをシェアすることにも意味があるが、発展的な課題を設定するには、論点を絞る必要があろう。以下に挙げた課題例の他、生徒が出した論点を使うこともできる。

課題1 国の一体性とは？

家族や財産の共有は、結局共同体の一体性を図るためであった。これに対して、アリストテレスは家族や財産の共有制度について批判すると同時に、共同体が過度に一体化することについて次のように批判している。次のページの資料を読んで考えてみよう。



資料2 アリストテレスの批判

*著作権の関係上、掲載できません

アリストテレス「政治学」山本光雄他訳『アリストテレス全集 15』岩波書店 pp. 39-40

●生徒への課題●

Q. 国が過度に一つであるのはどうして望ましくないのだろう。プラトンの提案を手がかりにして、考えられる理由を示そう。これに対し、プラトンのように祖国の内乱を経験した者からは、どんな再反論が考えられるか。

課題2 法と統治者の関係

哲人王を主張したプラトンであるが、後の著作では、理想的な統治者ならば、その判断は法律に勝るが、現実には法律が統治者の上にあるべきだとも述べている。次の資料を読んで考えてみよう。

資料3 哲人王はいるのか～法と統治者

プラトンは本当に理想的な知性と徳を備えた者が統治するなら、それをさらに支配する法律は必要としな

いと考えた。「法は大多数の国民に対して、大体的場合にふさわしいことを大雑把に規定する」「すべての人にとって最善であり正しいことを正確に把握し、最上のことをすべての人に命令することはできない。」

(プラトン『ポリティコス』を参照)

しかし、彼はそんな完璧な知性を備える支配者は、現実にはどこにもいないということも自覚していた。人の本性は弱く、責任を問われない絶対の権力を担わ

されたら、支配者は、権力を私利私欲のために使うことになると考えられる。そこで現実的な国では、法律が支配者の主人となる「法の支配」が望ましいというのだ。

(プラトン『法律』を参照)

●生徒への課題●

Q. 理想的な王が法律に勝るとはどういうことか。現実には法律が支配すべきなら、知恵と徳をもった統治者の理想など無用なのではないか。

【生徒の反応より】

筆者は、課題1は実施していないが、課題2の法と統治者の問題については、短時間ながら提示する機会を得たところ、以下のような意見も出てきた。現実と理想の間で吟味するプラトンの態度には、好感をもつようだ。ここから現代政治の議論につなげることも可能だろう。

- ・法が必ずしも完全ではないというのは賛成。法に縛られて統治に支障をきたすこともあるかもしれない。
- ・知性が規則に勝るとは限らないのではないか。
- ・人の本性は弱いと指摘し、権力暴走を抑える法を定める点は評価できる。
- ・法は人が作るもので、支配者が法を変えてしまう怖れもある。

2 近代思想

～モアとベーコンを手がかりにしたユートピア構想

二千年近い時間を隔てて、近代ルネサンス期に最初のユートピア文学が現れた。中でもトマス＝モアは「ユートピア」という造語も含め、後世のユートピア文学の源流となり、またベーコンのユートピア構想は、彼の現実の科学技術推進システムの提案と深く結びついている。それぞれ「社会構想の近代」および「技術文明の近代」を象徴する思想家である。筆者はモアとベーコンのユートピア論をp. 16の資料4、5のプリントを使って紹介し、感想を出させた上で、生徒自身のユートピア構想を書かせている。授業時間の制約があっても、比較的短時間でこうした題材を使い、生徒のユートピア的構想力を膨らませる機会をつくることはできる。

●生徒への課題● ユートピア構想

Q1. 二人のユートピアから、興味をもったものを挙げてください。例えば次のようなもの。

- ・現代で生かしたい提言
- ・実現が難しいが面白い提言

(批判したい提言があれば、それを挙げてよい)

Q2. あなたが現代のユートピアを構想するとしたら、どんなテーマを選びますか。

- A モアのように経済・社会のしくみを考える
- B ベーコンのように科学技術の環境を整える
- C その他

Q3. 現代版のユートピア島にあなたが盛り込みたい要素を書いてみてください。

【生徒の反応より】

ベーコン的構想とモアの構想を選んだものの割合は多くのクラスで1：2～3というところである。理系、文系の生徒数の割合も関係があるように思われる。

モアの構想は、前世紀なら「共産主義的」であるとか、現代なら「ベーシック・インカム」のアイデアであるとか、それぞれの時代の関心にひきつけて読まれてきた。高校生達からはモアのラジカルな経済構想に賛否両論の反応が出てきた。経済の基本概念をおさえながら、原理的な議論を導入する教材にもなりうる。

また、想像以上に「仕事と余暇のバランスのとれた生活こそユートピア」とした生徒は多い。「(1日)8時間労働」がユートピアというコメントは、現代日本の問題を突いて

資料4

トマス・モアの『ユートピア』（1516）

三日月のような架空の島ユートピア。モアは新大陸の体験記からヒントを得、私有財産をもたない共同体を描く。当時のイギリスの貧富の格差拡大への怒りが背景にある。囲い込みで多くの農民が土地を失い、仕事を失って物乞いに、中には犯罪者になる人々の増加する一方で、富裕層とその都会暮らしの家族は贅沢になり、変化に抵抗しようとする貧困層を押さえ込むため、より残酷な罰を科す現実。『ユートピア』ではそれとは根本的に異なる社会を世に問うた。

統治者	国王は投票で選ぶ。公共のことについては国民議会で決める。
社会階層	不労所得をもつ特権階級はなく、皆が農業技術をもち、その他自分に向けた技術と職業をもつ。交代で田園と都市を行き来する。労働は一日6時間。犯罪者は奴隷になる
経済	金銭はもたず、華美な生活は誰もしない。お金は万一の防衛戦争に備えるためのみ国で管理する。
文化	心の贅沢、心の快楽を追求。働く時間以外は音楽や学問に没頭できる。朝晩に公開講座が行われる。チェスを共同ホールで楽しむ。仕事をしてもよい
宗教	創造神ミトゥラ信仰があるが、宗教は自由。どんな宗教も神を崇める点では一致している。他の宗教を侮蔑したり無理に勧誘したりする人は罰せられる

*著作権の関係上、掲載できません

トマス・モア『ユートピア』平井正徳訳、岩波文庫
p. 179, 182

『ユートピア』挿絵

資料5

ベーコンの『ニュー・アトランティス』（1627）

ベーコン肖像

ベーコン卿の未完のユートピア小説。

彼が描くのは架空の島ベンサレム。中国や日本をめざすうちに遭難した船の乗組員が、見知らぬ人々に助けられて上陸したのは、キリスト教精神にもとづき、公衆衛生がいきどき、分配によって貧困の緩和された自給自足の王国だった。最も力を入れて描かれているのは学問施設「ソロモンの館」という学問の府だ。

彼にとってこれは単なる空想ではなく、国立実験科学協会設立の趣意を述べたものでもあったようだ。死後刊行された本書はヨーロッパ各国で読まれ、1660年英国の王立協会設立、1666年フランスの科学協会設立等、学問研究の組織化を促進したという。

「ソロモンの館」は実験と観測のためのテクノロジー研究機関で、多くの専門家、観測所、物理実験施設、農業試験場、医業研究所等を抱える近代科学の本格的施設の構想。研究テーマは医学、薬学、長命の術、人工金属（この2者は明らかに錬金術！）、建築、塩水ろ過、気象予測と制御、動植物の品種改良、工芸、エネルギー技術（太陽熱や糞尿や干草によるバイオマスエネルギー等）、光学、音響、動力、永久運動などなど。

政府からも独立で、政府に伝える情報を選ぶことができる。国民の海外渡航が制限されても、学会員には知識を集めるために全世界に赴く特権が与えられた。

* 標題にあるアトランティス伝説の有力な資料となったのは実はプラトン。幻のアトランティス国を墮落した理想国家にたとえている『ティマイオス』『クリティアス』という対話篇だ。ユートピアを島として描く伝統はここから始まる。

F・ベーコン（川西進訳）『ニュー・アトランティス』岩波文庫、2003年

いるだろう。余裕のある生活への憧れが強い生徒が多いように感じた。

- ・誰もが誰かと関係をもっていて、独りぼっちの人がいない世界。
- ・小国寡民。民は少なく話し合いや協力が簡単にできる。過度な発展を必要としない。
- ・自給自足。家も自分でつくる。自然も豊かで、海にもぐったりして魚をとる。なんでも自分でやる。
- ・都市と自然が融合
- ・金銭による争いをなくすため貨幣制度をやめて物々交換にする。
- ・金も物もないことが当たり前なら欲もない。すると毎日生きるのが楽しみに。
- ・全ての書籍が揃う図書館や本屋があり、全ての服が揃うショッピングモールがあり、他にもいろいろなものが全て揃っている。
- ・金銭を労働の対価としなければ経済が落ち込むので金銭はあるべき。
- ・生活に必要な最低限なものはあらかじめ与え、娯楽、本、ブランド品、車等なくても死にはしないが、欲しいと皆が望むものだけはお金で買わせる。
- ・金銭以外であっても労働に何か対価があるのがよい。
- ・仕事はただお金を稼ぐ手段ではなく、新しいものや、より良いものを作ることに特化し、お金と仕事を分ける。

以下は、生徒自身によるユートピア構想の例である。

- ・労働時間は8時間で休日出勤のない社会。
- ・全ての人に自由な時間が平等に与えられる。
- ・全ての人が労働、休息、娯楽を一定時間以上とるように定める。
- ・毎週、球技大会のような行事がある島。
- ・税金が高くてよいので社会福祉の無償化に努める。
- ・資本主義は認めるが、国から全ての人に生活できる金を渡される。
- ・A I 搭載のロボットによる巨大施設が食料生産、防衛、衛生環境を管理。人間はVRでそれぞれのユートピアを楽しむ。
- ・あらゆる知識を知りうる。
- ・学問に没頭し、新しい考え方や価値を生み出す上で、教える立場の人も教わる立場の人も意見を出し合い、議論できるようにしたい。
- ・科学者に新人・権威は存在しない。意見、理論は平等に扱われ、よく吟味される。
- ・田園や農場を大学が一括管理。若者が集まり、最新技術が入り、コストが下がる。
- ・犯罪を減らし、犯罪検挙率を100%近くにする。
- ・重労働は犯罪者が行う。
- ・ごく少数の意見が全体の総意のように誇張されない。



彼等の構想には、生徒なりに捉えた時代の課題、個人的な希望や不満が反映されているようだ。時間が許すならこの提案リスト自体を教材として、生徒に議論させることができる。政策提案の課題ではないので、具体的な可能性の吟味より前に、ある「価値観」を実現するには、どういう条件があり、どういう結果を考えるべきか、という点に絞って考えさせるのがよいのではないか。例えば次のような発展的課題を考えることができる。

【発展的課題】

課題 1 自分たちの構想を分析してみよう。構想のリストから以下の特徴をもつものを選ぶこと。

- ① 互いにトレードオフになりそうな提案。両立しにくい提案の組み合わせを挙げる。もしくはその両立はどんな工夫によって可能になるのか考える。
- ② 異なる価値観をもつ一部の住人の負担・疎外感を高めそうな提案（逆に多様な人を共存させやすい提案）。
- ③ 実施によって重大な結果が予想できる、人権侵害をもたらすなど、ディストピアのリスクが高い提案。

分析をした上で、矛盾する提案等を整理し、自由度や平等性のバランスのとれたユートピア綱領を班ごとにまとめる。そこで重視している価値は何だろうか。残された課題は何だろうか。

課題 2 モアのテキスト読解

高名な人文主義者にして有能な政治家であるモアは、この著作で現実的な政策構想を提言したというより、当時の欧州では非現実的であっても地上にありうる社会を描くことで、英国の現実を別の視点でながめ、議論を起こすことをねらったといえる。私たちも丁寧にモアを読むことで、自分たちのあり方を振り返ることができるだろう。

資料 6 人生の幸福

***著作権の関係上、掲載できません**

トマス・モア『ユートピア』平井正徳訳、岩波文庫
pp. 88-89

●生徒への課題●

Q. ユートピア人は「精神の自由な活動と教養」に人生の幸福を見出しているため、余暇時間を重視するよう制度設計している。現代社会は、どのような幸福の実現がしやすいようにできていると思うか。ま

た、あなたの考える幸福観を、その社会的条件とあわせて考えてみよう。

* 別の幸福観の例として、仕事を短縮すれば幸せというのではなく、創造的な手仕事に参加することに価値をおくウィリアム・モリスの構想等を紹介することもできる²⁾。

資料 7 「豊かさ」について

***著作権の関係上、掲載できません**

トマス・モア『ユートピア』平井正徳訳、岩波文庫
p. 176

●生徒への課題●

Q. GDP は国の豊かさをはかる指標だが、モアのいう「自分自身や身内の生活と幸福について心配する必要の全然ない」ことも豊かさの一種といえる。この価値を実現するための社会的条件は何か。そのほか、豊かさをはかる別のものさしを考えられるか。

3 現代の諸問題とディストピア文学

現代では、生徒にとって身近なサブカルチャーも含めてディストピアものが一大ジャンルをなしている。これには現代の諸問題が、環境破壊にせよ、民主主義の危機、AI や遺伝子操作技術にせよ、大きなリスクと接していることとも関係があるのかもしれない。さらに、一つの問題への対応自体が、極端な管理主義に向かうなど、別のディストピア的リスクを呼び込む可能性をもつ。実は筆者が「ディストピア」に関心をもつきっかけも、生徒に遺伝子編集のリスクを考えさせる中でのことであった。個々の現代の諸問題を扱う際に、ディストピア的リスクを気づかせるために、こうした作品を使うことができる。実際、遺伝子操作技術問題の導入に映画「ガタカ」を使うなどの授業は、多くの学校ですでに実施されているだろう³⁾。しかしここでは 20 世紀の代表的ディストピア文学をメインの教材とする可能性を考えてみたい。ただし実施の機会は得ていないので、いまだ空想的な教材案である。

① オルダス・ハクスリー『すばらしい新世界』

この作品では、大量生産、遺伝子操作、VR、行動療法等、1932 年刊行とは信じられない程、現代的なテクノロジーにより、「幸福と安定」を極限まで追求した社会が描かれている。ユートピアが人々の願望、広い意味での欲望の実現を叶えるものだとなれば、これもユートピアの一種

といえそうだ。しかし人間の心身も操作対象となり、人工的に「設計され大量生産された人間」による超階級社会は、読者に強い違和感を抱かせる。どんな仕事も予め遺伝子と条件付け教育によって、適応と満足が保障され、人々の気鬱やストレスは、酩酊・多幸作用のある薬物「ソーマ」や、VR等の娯楽施設で解消させる。経済的効果をもたらさない興味関心は除去するようすりこまれ、家族を含め、トラブルや悩みの種ともなる深い人間関係は、不必要で不合理な過去の遺物として忌避される……。現代文明の方向を戯画的に描いたといえる本作は、自分たちがどこで間違いかねないかを考えさせられる。物語では、その文明の外で育てられた「高貴な野蛮人」ジョンが世界統制官ムスタファ・モンドと問答をする。以下に課題案を示すが、作品中には挑発的な設定もあり、教育環境に応じて配慮しつつ紹介するのがよいだろう。

資料 8

*著作権の関係上、掲載できません

オルダス・ハクスリー『すばらしい新世界』黒原敏行訳、光文社
p. 317, 342, 346

課題 1 この作品の社会では、人間の心身を技術的に操作することで、全ての不満、苦しみ、トラブルは予め取り除かれている。苦しみを除くことは望ましい。しかし、このような形で苦しみ、トラブルを徹底的に排除する技術に賛成できるか、できないとしたら何故か、意見をまとめる。

課題 2 作中の社会では、快適で安定した社会のために自由も平等も、強い感情も、深い関係も放棄した。この社会はユートピアといえるか。それとも失ったものはあまりに大きいと考えるか、話し合う。

② ジョージ・オーウェル『一九八四年』

1948年に出版され、思想統制と超監視社会を描いて20世紀の代表的ディストピア小説となった本書は、専らファ

シズムやスターリン主義批判の書とみられがちであったが、2017年のトランプ大統領就任直後から、米国を中心にベストセラーに躍り出て、新しい同時代性を獲得したようだ。オーウェル自身戦時下の放送局で検閲やプロパガンダを経験していたことが、下敷きになっているということであるが、何も全体主義国家でなくとも起こりうる要素がそこにはある。オルタナティブ・トゥルース、フェイクニュース、プライバシー監視等、関連づけられる事項は多い。この作品独得の「ニュースピーク」や「二重思考」を現代社会にひきつけて考えることも可能であろう。

資料 9

*著作権の関係上、掲載できません

ジョージ・オーウェル『一九八四年』高橋和久訳、早川書房
pp. 325-326, 480-481

課題 1 ニュースピークを導入するオブライエン側と抵抗するスミス側に分かれてそれぞれの戦略を作ってみる。その上で言語や思想の管理・統制が、社会や人々にどのような影響を及ぼすか自由に話し合う。

課題 2 誰かの意見に合わせるために、無理に白を黒と思ひ込もうとすることはわれわれの社会でも起こりうるか。それはどんな場面か。そうした思考から脱するにはどのような方法が有効か考える。

課題 3 授業で紹介した、もしくは自分たちが知っているディストピアを扱った作品から、ディストピア要素を挙げて比較する。ディストピアを防ぐために守るべき指針は何か、アイデアを出し合う。

③ 現実のユートピア？

現代が深刻な課題を抱え、またフィクションの世界はディストピアブームであるといっても、殺伐としたビジョンに偏りがちだ。希望を示す教材として、ノンフィクションであるがR・ソルニットの『災害ユートピア』を扱うの



も一案だ⁴⁾。この本では世界各地の被災地で、自然発生的に相互扶助のコミュニティが一時的に立ち上がり、見事な連携と臨機応変な対応力を見せる様が描かれている。それは最悪の事態における社会のユートピア創出力である。災害時のコミュニティ作りについて知ること自体に意味があるし、未来社会の可能性に対するヒントもある。

「現代におけるユートピア」は見通しがたい課題であるが、希望と戒めのメッセージを生徒に示したいと思っている。最後にユートピア概念史の研究者であるG・クレイズの言葉を紹介して締めくくろう。彼によればユートピアが完全性や究極の解放、歴史の終わりなどを目指すならば、次第に不寛容に、強制的になり、ディストピアに変化する危険があるという⁵⁾。最終解決ではなく改善を求めるために、別の可能性を問い直すビジョンとしてのユートピアは、現在でも用済みになったわけではないだろう。

主要参考文献

- ・プラトン「国家」田中美知太郎、藤沢令夫訳『プラトン全集 11』岩波書店、1993 年
- ・プラトン「法律」向坂寛、森進一、池田美恵、加来彰俊訳『プラトン全集 13』岩波書店、1993 年
- ・アリストテレス「政治学」山本光雄、村川堅太郎訳『アリストテレス全集 15』岩波書店、1977 年
- ・プラトン「ポリティコス」藤沢令夫、水野有庸訳『プラトン全集 3』岩波書店、1992 年
- ・トマス・モア『ユートピア』平井正穂訳、岩波文庫、1983 年
- ・フランシス・ベーコン『ニュー・アトランティス』川西進訳、岩波文庫、2003 年
- ・オルダス・ハクスリー『すばらしい新世界』黒原敏行訳、光文社古典新訳文庫、2013 年
- ・ジョージ・オーウェル『一九八四年』高橋和久訳、早川書房、2009 年

1) 神話や宗教書にもユートピア表現が認められるという意見もある。世界観によってはこの世とあの世も截然とは区別されず、そもそも天国や楽園イメージとユートピアには、現状ではかなわぬ価値の希求という点では連続性がある。また歴史上の宗教団体の中からしばしばユートピア表現や運動が生み出されてもいる。狭義のユートピアと区別した上で、宗教を扱う教材を、ユートピアの観点から検討することも可能であろう。

2) *著作権の関係上、掲載できません(ウィリアム・モリス『ユートピアだより』川端康雄訳、岩波書店、2013 年 p.174)

3) 「ガタカ」監督：アンドリュー・ニコル、コロンビア映画、1997 年

4) レベッカ・ソルニット『災害ユートピア』高月園子訳、亜紀書房、2014 年

5) グレゴリー・クレイズ『ユートピアの歴史』巽孝之監訳、小畑拓也訳、東洋書林、2013 年

現代社会資料集



最新現代社会資料集 新版

● センター試験に完全対応できる充実型資料集

B5 判 376 頁
定価：本体価格 880 円＋税
付属品 「公民資料集 DVD」
(教師用)

D サポート 第一オンライン



クローズアップ現代社会 新版

● 興味を引く題材が満載の見開き完結型資料集

B5 判 304 頁
定価：本体価格 830 円＋税
付属品 「公民資料集 DVD」
(教師用)

D サポート

現代社会 ノート型問題集

ステップアップ現代社会

B5 判 144 頁 別冊解答付 (B5 判 64 頁) 定価：本体価格 720 円＋税
付属品 「公民問題集 DVD」(教師用)

D サポート

副教材採択校向けサイト「D サポート」(先生専用サイト)で、サポートデータを配信！

第一オンライン

「第一オンライン」(生徒用サイト)で、「センターにチャレンジ！」の解答解説を配信！

- ◆ 「公民資料集 DVD」には、第一学習社の公民資料集 4 冊分のデータを収録しています。
- ◆ 「公民問題集 DVD」には、第一学習社の公民問題集 3 冊分のデータを収録しています。

政治・経済資料集



最新政治・経済資料集 新版

● わかりやすさを追求した充実型資料集

B5 判 400 頁
定価：本体価格 900 円＋税
付属品 「公民資料集 DVD」
(教師用)

D サポート

政治・経済 センター試験対策問題集

センター試験対策問題集

ステップアップ政治・経済

B5 判 176 頁 別冊解答付 (B5 判 88 頁) 定価：本体価格 740 円＋税
付属品 「公民問題集 DVD」(教師用)

倫理資料集



テオリア最新倫理資料集 新版二訂

● わかりやすさと資料充実を両立させた資料集

B5 判 328 頁
定価：本体価格 840 円＋税
付属品 「公民資料集 DVD」
(教師用)

D サポート

倫理 センター試験対策問題集

センター試験対策問題集

ステップアップ倫理

B5 判 160 頁 別冊解答付 (B5 判 72 頁) 定価：本体価格 730 円＋税
付属品 「公民問題集 DVD」(教師用)

公民最新資料 特集第 5 号



教育図書出版

第一学習社

2018 年 11 月 25 日発行

東京：〒102-0084 東京都千代田区二番町 5 番 5 号 ☎ 03-5276-2700
大阪：〒564-0052 吹田市広芝町 8 番 24 号 ☎ 06-6380-1391
広島：〒733-8521 広島市西区横川新町 7 番 14 号 ☎ 082-234-6800

札幌：☎ 011-811-1848 青森：☎ 017-742-4600 仙台：☎ 022-271-5313
新潟：☎ 025-290-6077 つくば：☎ 029-853-1080 東京：☎ 03-5803-2131
横浜：☎ 045-953-6191 金沢：☎ 076-291-5775 名古屋：☎ 052-769-1339
神戸：☎ 078-937-0255 広島：☎ 082-222-8565 福岡：☎ 092-771-1651
沖縄：☎ 098-896-0085